美郷雪華ルームフレグランスを開発



町の新たな特産品を披露しました。関係機関や販売店などから約50名が出席したルームフレグランスの商品発表会を開催しましたルームフレグランスの商品発表会を開催しました。月3日、名水市場湧太郎で町オリジナル品種

一人ひとりが商品を開 封して香りを楽しむな ど、会場全体に優しい 香りが広がりました。 美郷雪華ルームフレ グランスは、平成26年 度のラベンダー収穫後 に、町観光情報センタ



事業期間が延長になりました!!

平成29年度までに課税された 家屋が対象となります。

- ①新築の場合:平成28年12月31日までに完成した家屋
- ②購入の場合:平成28年12月31日までに登記が完了した家屋



郷町に家屋を建築する方や空き家を購入する方 🤜 を支援しています。家屋の建て替えや町内に転 入される方も支援の対象となります。

奨励金が交付される方







②高校生以下のお子様を 扶養している方

奨励金の金額

最近町外に連続10年以上 居住していた方

住宅・宇地の

評価額の5% を助成 上限 **70** 冨

ベース

左記以外の方で既に町内に 居住している方等

住宅・宅地の

固定資産税

回た見たが 相当額の3倍 を助成 上限35名

さらにオプションで +α

町内の事業者からの新築家屋取得の場合

高校生以下のお子様がいる場合

町内業者建築加算 -# 10 日 子ども加算 子ども1人につき 10日

次の要件を満たす必要があります。

- ●税金や各種納付金等を完納していること。
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に家屋(*) を取得(新築・購入)し、取得後6カ月以内に世 帯員全員が美郷町に定住していること。
- ※対象家屋等は、平成29年度までの間に、新たに 美郷町から固定資産税が課税されることになった ものに限ります。(所有者に新たに課税されること になった空き家も対象になります。)



新たに固定資産税が課税されることになった年度 の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課 へ提出してください。

(申請は住民登録後でないとできません。)



- ・5年以内に転出した場合等、奨励金を返還してい ただく場合があります。
- ・この奨励金の対象とならなくても、これまでの定 住促進奨励金の対象となる場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。 問い合わせ◎町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909